

消費税が多額に還付されるケース！ 節税チャンスを逃さないように

個人事業主でも会社組織でも、多額の消費税（少額な場合もあります）が還付されるケースがあります。

- ① 賃貸マンション・アパート・貸ビルを建設もしくは購入した場合
- ② 工場・店舗・事業所等の建物を建設した場合
- ③ 機械設備・車両・備品等の償却資産を多額に購入した場合
- ④ 事業開始初年度で売上が伸びず経費のほうが多い場合

【還付が受けられる条件 1】

上記のケースのように「売上に係る消費税」より「仕入等の消費税額」が多くなった場合には消費税が還付されます。

（注）「仕入等の消費税額」とは、商品仕入だけではなく販売経費・固定資産の取得経費などが含まれます。（人件費・支払利息・租税公課・保険料などは除かれます）

【還付が受けられる条件 2】

消費税の「課税事業者」に該当しており「簡易課税制度」を選択していないこと。

つまり、消費税の課税事業者であり、原則課税方式により申告していることが還付される前提条件になります。

そもそも消費税の申告義務がない者は、消費税を納める義務もありませんし還付を受ける特典も認められていません。

（注 1）「課税事業者」とは、①基準期間の課税売上が 1000 万円超である個人事業主・法人、もしくは②「消費税の課税事業者」を選択した個人事業主・法人。

【免税事業者が消費税還付を受けるための条件】

従来消費税の申告義務がない者（いわゆる免税事業者）が、消費税の還付を受けるためには、事前に「消費税の課税事業者」の選択届出を提出しておく必要があります。

しかし、一旦課税事業者を選択した場合には還付年度の翌年以後 2 年間は消費税の申告義務（消費税の納税）が発生しますので慎重にご検討ください。

※多額の設備投資をする場合には、事前に MAC 松丸会計事務所にご一報ください。